

堺市断酒連合会 会則

[改訂] 平成27年5月28日
堺市断酒連合会

堺市断酒連合会 会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会の名称は堺市断酒連合会(以下本会という)と称する。

(構 成)

第2条 本会は堺市内の断酒会をもって構成する。

(本部の所在)

第3条 本会の事務局を事務局長の自宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は堺市において酒害を防止し、酒害に悩む者の自立更正を援助し、もって市民の精神衛生の向上と社会福祉の増進等に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1、酒害に対する知識普及と啓発に関すること。
- 2、酒害の防止と酒害者の自立更正に関すること。
- 3、酒害相談所の設置並びに酒害相談員及び会員の研修に関すること。
- 4、酒害防止に関し、関係行政機関及び専門医療機関との連絡調整に関すること。
- 5、その他、本会の目的達成のため必要なこと。

第3章 会 員

(会 員)

- 第6条 1、本会の会員は、本会の目的と趣旨に賛同した者で、断酒活動に熱意ある者とする。
2、会員は、第28条に定めるいずれかの断酒会に所属しなければならない。

(入 会)

第7条 会員になろうとする者は、別に定める様式により、入会申込書を当該断酒会会長に提出し、承認を受けなければならない。

(退 会)

第8条 1、会員は退会しようとするときは、事由を具して所属する断酒会会長に届けなければならない。

- 2、会員は次の場合、退会したものとする。
 - ①死亡したとき。
 - ②引き続き6ヶ月以上会費を納入しないとき。

(会費)

第9条

- 1、会員は、別に定める入会金及び会費を所属断酒会に納入しなければならない。
- 2、断酒会は、別に定める会費を大阪府断酒会と本会に納入しなければならない。
- 3、既納の入会金、会費、その他拠出金は返却しない。

第4章 役員顧問及び参与

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- 1、理事20名以内
- 2、監事2名

(役員を選任)

第11条 1、役員は、総会において代議員の中から選任する。

- 2、理事会の決議により、理事の中から、会長1名、副会長3名以内、事務局長1名、会計部長1名を選任する。

(職務)

第12条 1、会長は、本会を代表し本会を総理する。

- 2、副会長は、会長を補佐し定められた業務を分掌し、また会長に事故があるときは定められた順位によりその業務を代行する。
- 3、事務局長は、本会の業務全般を統轄し事務を統括する。
- 4、理事は、理事会を組織し、会務を執行する。
- 5、監事は、理事会の業務遂行状況及び会の資産を監査する。

(役員任期)

第13条 1、役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- 2、役員に欠員ができたときは補填することができる。

補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。また増員により選任された役員任期は他の役員に従うものとする。

(役員解任と辞任)

第14条 1、役員が法令若しくは会則に違反し、また役員としての品位を著しく損する行為があったときは、総会の決議を得て解任することができる。

- 2、役員辞任は事由を具して会長に届け、理事会の承認を得なければならない。また止むを得ない事情の他は後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(顧問、参与及び賛助会員)

- 第15条 1、会長は理事会の決議を得て、顧問及び参与を委嘱することができる。
- 2、顧問及び参与は、重要な事項について、会議に出席して意見を述べることができる。
 - 3、会長は理事会の決議を得て、本会の目的と趣旨を理解し協力していただける人を、賛助会員とすることができる。

第5章 会 議

(会議の種類)

第16条 会議は、総会及び理事会の2種類とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

(総会)

- 第17条 1、総会は、代議員をもって構成し通常総会は毎年事業年度の終日より60日以内に招集し、臨時総会は必要に応じてこれを招集する。
- 2、総会は、法令に別段の定めある場合を除く他、会長がこれを招集する。
 - 3、総会の議長は、理事の中より会長がこれを任命する。
 - 4、総会を招集するときは少なくとも会日の10日前までに、総会に付すべき議案、開催日、日時、場所を代議員に通知しなければならない。

(総会の権限)

第18条 総会は、この会則に定めるものの他、次の事項を決議する。

- 1、事業計画及び事業報告
- 2、予算及び決算
- 3、その他、本会の運営に関する重要なこと

(代議員)

- 第19条 1、代議員は、総会の度ごとに会員3名につき1名の割合で互選するものとする。
- 2、代議員は、総会において会員の総意を代表する。

(理事会)

第20条 会長は、理事会を招集してその議長となる。但し会長を除く理事の3分の1以上、または監事より会議に付すべき事項を示して招集のあったときは、会長は理事会を開催しなければならない。

(理事会の権限)

第21条 理事会は、法令及び会則に定めるものの他、次の事項を決議する。

- 1、総会に付する議案及び計算書類、これに付属する明細書の決定
- 2、業務の執行に関する規定及びその他規定の決議及び変更
- 3、本会の運営に必要な役職者の任免
- 4、その他、総会の決議を必要としない会議の執行に関すること

(会議の定足数)

- 第22条 1、会議は、その定足数の過半数の出席をもって成立する。
2、会議の議事は、この会則に定めるものの他は、出席者の過半数の同意をもって決し、賛否同数のときは議長が決定する。
3、前項の場合の他は、議長が決議に加わることができない。

(委任状出席)

- 第23条 会議の構成員は、代理人を定め決議権を行使することができる。この場合、代理人はその該当会議の構成員1名に限り、且つ代理人を証する書面を会長に提示しなければならない。

(書面理事会)

- 第24条 会長は、軽易な事項、また急を要する事項については、書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(議事録)

- 第25条 会議の事項について、経過及び結果を記録した議事録を作成しなければならない。

第6章 組織及び職責

(事務局及び専門部)

- 第26条 1、本会の業務を処理するため事務局を設け、そこに専門部並びに委員会を設置することができる。
- ① 事業部
 - ② 企画部
 - ③ 広報部
 - ④ 文化体育部
- 2、事務局及び専門部の分掌規定は、別に定める。
3、業務の円滑遂行のため理事会の決議により、専門部の増減、呼称を変更することができる。

(専門部の部長及び担当責任者)

- 第27条 1、各専門部には、部長1名、委員若干名を置く。但し業務により副部長1名を置くことができる。
- 2、専門部の部長は、理事会の決議を得て理事がこれにあたる。
 - 3、専門部の委員は、理事会の決議を得て会長が任命する。

(断酒会及び支部)

- 第28条 1、本会の目的達成のため、地域ごとに、一つの断酒会を設け、その断酒会の傘下に複数の支部を置くことができる。
- 2、断酒会及び支部の設置に関して必要な事項は理事会で決定する。

(断酒会及び支部責任者)

第29条 断酒会及び支部に、次の責任者を置く。

- 1、会長 1名 理事会の決議を得なければならない。
- 2、副会長 複数名 会員の総意を得て、その会の会長が任命する。
- 3、事務局長 1名 会員の総意を得て、その会の会長が任命する。
- 4、会計部長 1名 会員の総意を得て、その会の会長が任命する。
- 5、支部長 1名 会員の総意を得て、その会の会長が任命する。
- 6、運営委員 若干名 会員の推薦により、その会の会長が任命する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号により構成される。

- 1、財産目録に記載された財産
- 2、会費
- 3、助成金
- 4、寄付金品
- 5、事業に伴う収入
- 6、資産から生じる果実
- 7、その他の収入

(資産の管理)

第31条 資産は、理事会の決議を得て、定められた方法により会長が管理する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる年1回とする。

(予算の決議)

第34条 1、本会の予算は、通常総会に於いて決議する。

- 2、通常総会までの期間は、理事会に於いて暫定予算を作成し、それを執行する。

(決算の承認)

第35条 本会の決算は、毎会計年度終了後、その年度末財産目録と共に監事の監査を受け、通常総会の承認を受けなければならない。

第8章 会則の変更並びに会の解散

(会則の適用及び変更)

第36条 断酒会の運営については、この会則に準じるものとする。

第37条 この会則の変更については、総会において出席代議員の4分の3以上の同意がなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第38条 本会の解散及び解散に伴う残余財産の処分は、総会に於いて出席代議員の4分の3以上の同意がなければならない。また残余財産は総会の決議を得て、大阪府断酒会に寄付するものとする。

第9章 補 則

(所属上部団体)

第39条 1、本会は、社団法人大阪府断酒会に所属する。

2、本会は、社団法人全日本断酒連盟に加入する。

(施行細則)

第40(条 この会則による会務の実施について必要な細則は、理事会の決議により会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成14年4月1日より実施する。

第3条 本部の所在

第8条 第2項2号

以上の条項の変更を、平成26年5月22日より実施する。